

前橋市、桐生市、伊勢崎市、みどり市及び玉村町ごみ処理の広域化に関する基本合意書の締結について

環境部ごみ政策課

1 基本合意書の締結

将来的な人口減少やごみの減量化等社会情勢の変化が予想される中、廃棄物を安定的かつ効率的に処理することが重要であることから、4市1町による広域的な廃棄物処理について可能性を協議してきましたが、今般、広域処理について一定の合意が得られたため、「前橋市、桐生市、伊勢崎市、みどり市及び玉村町ごみ処理の広域化に関する基本合意書」を締結します。

2 基本合意書の内容

- (1) 名 称 前橋市、桐生市、伊勢崎市、みどり市及び玉村町ごみ処理の広域化に関する基本合意書
- (2) 締 結 日 令和8年2月4日
- (3) 参加自治体 前橋市、桐生市、伊勢崎市、みどり市及び玉村町
- (4) 合 意 内 容

1 ごみ処理の広域化推進の枠組み

ごみ処理の広域化を推進する枠組みは、4市1町とする。

2 ごみ処理施設の建設候補地

ごみ処理施設の建設候補地は、4市1町の協議による決定を目指すものとする。

3 広域化に向けた施設整備協議会の設置

4市1町による広域化に向けた施設整備協議会を、令和7年度中に設置する。

なお、事務局は前橋市環境部内に置く。

4 その他

本合意書に定めのない事項及び本合意事項に疑義が生じた場合は、4市1町で協議の上、決定するものとする。

なお、基本合意書の締結に当たり4市1町による記者会見を下記のとおり行います。

日 時 令和8年2月4日 10時30分～11時30分

場 所 前橋市役所 4階 庁議室

3 今後の進め方

令和7年度 施設整備協議会設立

令和8～9年度 基本構想策定業務委託（用地選定、施設規模・概算経費、収集運搬体制、中継基地等の検討）
事業主体（一部事務組合等）の組成準備（組織体制の構築（人事、財務、議会、基幹業務システム構築等））

令和10年度～ 一部事務組合等の新たな広域組織の設立及び運営（基本計画策定、環境影響評価、施設整備の発注等）